

地域コミュニティ施設等再建支援事業

支援内容

被災した地域・集落の地域コミュニティを維持するために、復旧が必要と市町長が認定する施設等（集会所、神社など）の再建に要する経費を支援する。

【支援対象】

以下の要件をすべて満たすもので、コミュニティを維持するために復旧が必要と市町長が認定する施設等

- ①市町の区域内に存在しており、土地に固定している工作物または建築物であること
- ②専ら地域（集落）の住民が利用していること ※憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用は除く
- ③専ら地域（集落）の住民が交代で維持・管理していること
- ④地域（集落）の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続すること

【対象者】

上記施設を管理する集落又は自治会

【対象経費】

- ①建替の場合（本体工事、付帯設備、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費）
 - ②修繕の場合（建物本体、付帯設備及び外構工事の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費）
- ※土地購入費及び事務費は除く
※他の補助金を活用した施設等がある場合は、当該施設等に係る経費を補助対象経費から控除する。
※認可地縁団体が所有するもので、単独災害復旧事業債の対象となる施設は除く。

【交付基準】

補助率：3/4 、 上限額：12,000千円 ※復旧済の施設であっても、遡及して交付の対象とする